

第14回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会結果

1 日 時 平成20年11月11日（火） 午後1時30分から

2 場 所 青森国際ホテル 3階「孔雀の間」

3 出席委員

佐々木会長、東委員、梅津委員、奥村委員、田村委員、附田委員、日景委員

4 結 果

事務局の提案した岩木川流域の保全地域（案）・保全計画（案）について、了承が得られた。但し、保全計画の基本的な事項へ国有林での活動を加えることとした。

5 問い合わせ先

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県県土整備部河川砂防課ふるさと環境グループ

電 話 017-734-9669

ファックス 017-734-8191

E-mail kasensabo@pref.aomori.lg.jp

第14回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会

概 要

日時 平成20年11月11日（火）

午後 1 時30分から

場所 青森国際ホテル 3階「孔雀の間」

（保全地域指定について）

東委員

山田川の上流の^{えぞがたてためいけ}狄ヶ館溜池と^{こどろく}小戸六溜池はどういう取扱いになるのか。

事務局

山田川として河川指定されているので、河川区域として指定することで考えている。

東委員

今回指定から外れた溜池については継続して調整することでよいか。

事務局

権利者と話し合い、将来的にやりたいということで努力したい。時間がかかるため、確約はできないので了承願いたい。

（今後について）

東委員

この会議が今回で終わりになるかもしれないが、今まで指定されたところの見直しは事務局ではどう考えているのか。

事務局

策定後は地域住民との共存、保全に努めることを推進していきたいと考えている。

東委員

将来的に見直しもできるように、窓口を残して欲しい。

（溜池について）

奥村委員

どういうところで折り合いがつかないのか。

事務局

権利者からの同意が必要だが、例えば組合ならば、総会での手続きが必要となる。総会が年1回しか開かれなければそれまで待つことになる。理解を得られなければ、2回、3回という可能性もある。まとまった他のところの指定を優先させ、保全していきたい。

(堤防との兼用道路について)

奥村委員

弘前の岩木川沿いに藤崎まで道路ができているが、今後どこまで伸びるのか。

事務局

詳しい話はできないが、今整備した所で当面は終わりだと思う。堤防と市町村の道路という兼用工作物となっている。

奥村委員

例えば、橋などを造る時にはこの条例はどのように生きてくるのか。

事務局

条例そのものに、公共団体が行う事業については除外している。自由にやっても良いという意味にはなるが、整備する方も自然環境に配慮したやり方、環境の調査を行ったうえで整備していくので、自然を破壊してまでということにはならないと思う。

奥村委員

今までの考え方では、100年に一度の災害とか、100年に一度の洪水とか言われてきたけれど、これからは常識を越えるような200年に一度とかが起こる可能性を考えていかなければならないと思う。

(森林について)

附田委員

森林の多くは国有林が占めている。国土保全的なものを重視した区域と人が入って利用しようという区域を指定するやり方は良いと思う。しかし、国有林も一緒に条例の創造あるいは保全に向けてやっているということ、基本的な事項の中に取り入れられないか。

事務局

保全計画資料3の12ページ「保全の方針その他保全に関する基本的な事項」の(2)「国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、岩木川流域における連携体制の構築を図る」と記述している。また、18ページ「主要な要素を保護するための事項」の(1)森林の区域のAに「国有林野と連携を図りながら森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう努める。また、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて森づくりの活動を推進し」と記述している。

附田委員

色々な活動があるが、国有林が行っている事例が記述されているか。

事務局

具体的な記述は入っていない。事例として加えたいと思うので、調査した上で入れたいと思う。

(条例について)

奥村委員

この条例を作ったのは全国で初めての試みだったと思うが、こういうことをしている他の県、地域はあるのか。

事務局

同じ条例があるのは東北三県だけである。

(維持管理について)

田村委員

岩木川流域は流域面積も広く、流域内人口も大変多いということで環境守人を何人お願いするのか。今までは地元説明をしてきたが今回はどういう形で意見を収集してきたのか。また、環境守人の巡視活動の範囲で森林の部分はどのようになっているのか。

事務局

岩木川流域は流域面積がかなり広いので、地域的な割り振りをした上で7名の守人を配置する予定としている。地元の意見聴取については、各市町村から関係者の名簿の提出をお願いし、条例の趣旨や内容などについて文書を発送した。また、市町村の役場に直接出向いて意見聴取もした。守人の巡視活動について、例えば高瀬川では、七戸町在住の方を任命し、主に山の部分を見てもらっている。もう一人の方は東北町に在住し、小川原湖や河川を見てもらっている。そういう地域的な割り振りをしている。

田村委員

今後の活動は長い目で見た場合、環境守人の方が中心になると思うが、守人の活動を世の中に知ってもらうことや守人同士の連携を深めるようなことに関して何か考えがあるのか。

事務局

環境守人の横の連絡ということで、研修会を開きたいと考えており、守人各々の意見を聴取している。ただ、旅費が必要なため費用の面で障害となっている。個人負担でもよいということであればぜひ開きたいと考えている。広報に関しては、普段活動している情報をデジタルで提供をお願いしている。そうすれば県の河川砂防課のホームページで出せる。こういう情報を踏まえて広報していきたい。

田村委員

これまで保全地域が指定されるとチラシを配布していたと思うが岩木川流域でも行われるのか。

事務局

岩木川流域については戸数が多いため、どういう形になるか未定だが、パンフレットは作る予定としている。予算の範囲内で配るつもりでいる。

(保全地域について)

東委員

せばと川のところはどこまで指定範囲となっているのか。明神沼は入っているのか。

事務局

先ほど説明した権利関係があるので明神沼は入らず、その手前で終わっている。

東委員

再度お願いだが、明神沼や例えば牛潟、平滝、冷水という希少種が多くいる池、沼も先

ほどの藤枝と廻堰に加えて交渉して頂けないかをお願いします。

佐々木議長

昔は十三湖の方から明神沼の方に逆に流れていた。今のせばと川は岩木川の旧河道である。

佐々木議長

今日提案があった岩木川流域保全地域（案）と岩木川流域保全計画（案）は事務局案のとおりで良いと言うことにしたいと思う。但し、流域に国有林が占める割合が多いということ踏まえて附田委員からの意見があった活動等を書き加えて頂きたい。

よろしいでしょうか。

全委員

異議なし

（その他）

佐々木議長

その他ということで何かご意見があったらよろしくをお願いします。当初、大畑川を一番で審議した時は、委員会の委員の意見と事務局の意見が噛み合わず、まずスタートすることが重要だということで、大畑川の指定地域を決めた。流域指定については、これから地域の皆さんが活動していく中で、地域から要求があれば県の方もそれを受け入れて指定地域を拡大なり変更なりしていくということを含めながら決めた、ということもある。

流域を計画して地域案を決めていく中で、次第に委員の意見と事務局の意見が寄り合ってきて、だんだん方向が一致するようになってきたというところがある。幾つか文章にはしなかったが、それらの含みを持ちながら、まずスタートすることが重要だと言うことで決めてきたというところもある。

これで当初予定していた10水系を中心にした流域の指定、保全地域、それから保全計画については、目的を達成したということになる。当面これについて審議するようなところはないと思う。これからは今まで決めた流域について実際に動かしていき、施行していくための維持管理が上手くいっているかどうか、そこを重点的にやっていきたいということである。

東委員

もう1回指定を見直して欲しいとか、あるいは第11番目の立候補があったりとか、そういう展開があるかと思う。その時の進め方を、少し検討して頂く必要があると思う。当然、元委員になる我々も、意見を言わせて頂く機会も欲しいし、出来れば積極的にさらに良くなるようにやって頂きたい。

そのためにも、先程田村委員からお話があったように、守人さんの活動を継続的にずっと情報発信していくというのは大事なことかと思う。予算があれば、守人サミットとかやってくれれば良いと思う。それは来年以降の課題として、色々な資料があるわけなので、それをただ河川砂防課のホームページなど出していると誰も気付かないと思う。もっと地域の方にアナウンスをするようなシステムで、地域広報でも良いと思が、広報し継続性を

大事にして頂きたいと思う。

附田委員

継続性については、大賛成である。せっかく保全指定して計画を立てて、サヨナラと言うわけではないので、必要だと思う。継続性という意味で事務局の方で見直していく、あるいはチェックしたのを公表していくというのは当然持つべきだと思う。

それは中・長期的な事になるかと思う。特に森林等は10年20年でやらないと、あまり2~3年でも早過ぎる話だし、植生の遷移とかを考えれば、適当な長い時間が必要になってくると思う。ちょっと目先のことで、検討しなければならないことを2つほど考えられる。青森県は国有林が多くを占めるわけだが、独立行政法人化になった時、今の保全創造との関わりがあるのかないのか。あるいは昨今話題になっている国管理の河川が、県に移った場合、何か考えを見直す必要があるのかないのか。いや、まったくないというのかどうか。そういった時代の変遷とともに、国土利用であるとか、河川であるとか、森林の管理機構が変わった時に、今の既存の保全計画、何か見てみる必要があるのかどうか。こういった様々なことも視野に入れた上でのチェックも必要なことだろうと思う。

日景委員

近似した話になってしまうが、岩木川は非常に広域だということで、その中に既に既存の色々な施設がある。そこにピーアールとか含めて、掲示板とか、上手く使って頂ければいいと思う。先程県の方から、流域に住んでいる人350人に配布したとあるが、実際には、岩木川に関わっている人たちは凄く多いかと思う。資料の中にも、例えば子供達の活動が写真入りで載っていて、そういうところにも、みんながこの川を守ったり良くしていくということが、上手く伝えられるような手だてがある。もっと長い目を見た時に、子供達も積極的に、川を綺麗にしようとかそういう意識が働くかと思うので、既存の施設、あるいは今関わっている団体、あるいは個人を上手く、ちょっと言葉は悪いかもかもしれないが活用するというか、そういう形でやって頂ければありがたいと思う。

(事務局報告事項)

事務局

10河川の審議が終わったが、まだ先があり、皆さんにまた意見を聞くことがあると思うので、よろしく願いしたい。

最後に、守人の利活用との関係で、川だけ見ているのではなく山の方も見ている話をしたが、松食い虫が今話題になっているので、次回の手紙には日常の活動の中で、松食い虫の被害がないか見て欲しいということで連絡をしたいと思っている。

守人は川、海、森という区分に囚われずに全部回ってもらっているというイメージがある。ただ、主に森の部分に行っているが、途中、川があれば川も見てもらっているということで、特定の所ということではない。広い目で見てもらっているなので、その点も踏まえて回って欲しいと言うことで連絡したいと思う。

今後とも守人を活用して保全に努めて行きたいと思うので、皆さんから意見があれば、お願いしたいと思う。